

Title	性的行為のミクロ社会学：序論
Sub Title	Micro sociology of sexual actions : introduction
Author	加藤, 慶一郎(Kato, Keiichiro)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2025
Jtitle	哲學 (Philosophy). No.154 (2025. 3) ,p.189- 213
JaLC DOI	
Abstract	This paper is an introduction to micro sociological analysis of sexual actions and presents basic concepts and theories. In the same time, it examines D. Hashizume's book "Sei-ai-ron," which discusses about relations between sexual phenomenon and social structures. In this paper, we analyze sexual actions from the viewpoint of subjective meanings. Especially, we define "rape" as actions that have a lack of sexual intention or meaning in of one party, comparing with ordinarily "sex." We understand "sex" as a ritual order which controls individual sexual desire. Comparing that, "Onanie (masturbation)" focuses on gratifying individual desires for particular sexual objects or situations. Hashizume's sociological theory such as "Sei-ai-ron" has a characteristic that explains sexual phenomenon as a part of macro social constructs. Contrary, we insist that sexual actions should be explained by radical micro sociological way, according to a ritual theory of "sex."
Notes	特集：岡原正幸君・岡田あおい君・三尾裕子君退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000154-0189

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

性的行為のミクロ社会学：序論

加 藤 慶 一 郎*

Micro Sociology of Sexual Actions: Introduction

Keiichiro Kato

This paper is an introduction to micro sociological analysis of sexual actions and presents basic concepts and theories. In the same time, it examines D. Hashizume's book "*Sei-ai-ron*," which discusses about relations between sexual phenomenon and social structures.

In this paper, we analyze sexual actions from the viewpoint of subjective meanings. Especially, we define "rape" as actions that have a lack of sexual intention or meaning in of one party, comparing with ordinarily "sex."

We understand "sex" as a ritual order which controls individual sexual desire. Comparing that, "Onanie (masturbation)" focuses on gratifying individual desires for particular sexual objects or situations.

Hashizume's sociological theory such as "*Sei-ai-ron*" has a characteristic that explains sexual phenomenon as a part of macro social constructs. Contrary, we insist that sexual actions should be explained by radical micro sociological way, according to a ritual theory of "sex."

1. はじめに——「性行為の社会的分析」からの問い

今日の社会学において、広く「性」に関わる事柄は、重要な論点としてさまざまな方向から言及されている。とくに「セクシュアリティの社会学」や「親密性の社会学」、「フェミニズムの社会学」と呼ばれる分野においては、「性」は中心的な主題になっていると言っても良いだろう。いっ

* 慶應義塾大学大学院社会学研究科非常勤講師

ばうで、人間の身体同士が「性的に」交じり合う事象である「性行為」そのものに関しては、上に挙げた3つの分野を含めて、社会学的に論じられることは意外にもほとんどなかった。

現在の社会情勢は、これまで「隠蔽」されてきた性的な「暴力」や「不平等」などが顕在化し問題として噴出するとともに、それをめぐって多様な言説が飛び交う状況にある。そのなかで、そもそも「性行為」とはどのような社会現象なのか、そこで生じうる「不平等」の存在は何によって把握することができるのか、それを基礎的に説明できる社会学の「言葉」が必要であるという認識のもと執筆したのが「性行為の社会的分析」（加藤 2024）という論稿である。

そこで採用したのは「儀礼理論」に基づくミクロ社会学的なアプローチである。性行為は、社会学において「儀礼 (ritual)」と呼ばれる現象の特質を具えている。性的に出会った2人の行為者は、互いに注意を払いながら身体をリズムカルな仕方で接触させていく。その「儀礼的な」過程のなかで、互いの身体の性的な部位にはある種の「神聖さ」が付与されていくとともに、彼らはカップルとしての「連帯」の感覚を強めていく。この状況を支配するのは、日常生活の秩序とは異質な「儀礼的秩序」である。この秩序はそれに固有な形で行為者を拘束するから、いわゆる「性的同意」の効力は限定的なものになってしまう。そのなかで「性的不平等」の把握を可能にする尺度が、その性行為から2人の行為者がそれぞれ得ることのできた心理的に肯定的な「感情エネルギー」の非対称性である、というのが前稿における主張だった。

いっぽう、その論稿では2つの点に関して論述が不十分であったことを認めざるをえない。ひとつは、広義の「性」という主題に関わって重要なある著作にたいして、実質的な言及がほとんどできなかったことだ。その著作とは、橋爪大三郎による『性愛論』である。この著作を扱うことができなかったのは、それが「性愛」現象を議論の中心にしながらも、全域的

な社会空間の編成を説明するきわめて幅広い考察を含んでいることによる。ミクロ的事象としての「性行為」に議論を集中させた前稿では、『性愛論』にたいして中途半端な言及を行うことは回避せざるをえなかった。

もうひとつは、より論稿の主旨に近接した問題である。前稿において筆者が、性行為に「内在的な／ミクロな」社会学的メカニズムの探求を主張した背景には、現代社会学（とくに先述の3分野）が「性的スクリプト」や「親密性」、「性差別」など性行為の「外部」にある事象をもって、性行為の説明をそれらに還元させていることへの疑問があった（加藤 2024: 136-8）。それにたいして筆者が提示した儀礼理論的アプローチは、性行為のミクロ社会学的な説明として（完全ではないにせよ）一定の有効性を示していると思われる。ただし、性行為がどうしてミクロ社会学的に説明「されなければならない」のかという、メタ理論的理由までは示すことができなかった。

この課題に向かい合うのに際して、『性愛論』よりもふさわしい著作はなかろう。というのも、「性」を主題とする社会学の3分野の論述が「性行為」の説明として適当ではないことは、それぞれの議論の内容の適否という実質的な問題よりも、それを還元的に用いることの方法論的な問題が大きい。それにたいして『性愛論』の著述は、全体社会の編成に関する緻密な論理のなかに「性愛現象」（＝性行為）を包含している。したがって、その論理構造を精査することによって「性行為」の説明について、マクロ社会学のアプローチが有効である範囲とミクロ社会学によってのみ説明できる範囲との境界線が見えてくるだろう。

本稿の構成をごく簡単に述べておく。まず、【2章】では橋爪『性愛論』とその中核的なテーゼである「性愛の分離公理」の論理を概観する。【3章】の前半では、橋爪による「性愛現象」に関する不明瞭な語彙を指摘し【1節】、いくつかの概念を（再）定義する【2・3節】。そのうえで、性行為以外の「性的行為」のうち、橋爪の論述が不十分でもある「レイプ」

と「オナニー」について性行為との比較を中心にして論じてみたい【4・5 節】。そして、【4 章】では橋爪が多用する「性愛」概念について分析した後【1 節】、「性愛の分離公理」を再検討して儀礼理論の観点から論理の矛盾を明らかにする【2 節】。最後に、性行為の儀礼的メカニズムはミクロ社会学的なアプローチによってのみ説明しうることを、他の性的行為も含めてその社会学的究明はミクロ社会学理論の深化とともにあることを主張して【5 章】、「性的行為のミクロ社会学」の「序論」としての本稿を閉じたいと思う。

2. 橋爪『性愛論』と「性愛の分離公理」

いまや「古典」と言っても良いであろう、橋爪の『性愛論』は、彼の言うところの「性愛行為」（この概念については後ほど検討したい）というミクロな事象と、言語や権力の作用を原理としたマクロな社会的構造との関係を、通時代的かつ通文化的な視野のもとで説き明かした著作である。その論理の全体像を読み解くのはけっして容易ではないが、議論の骨格となる考え方は明快かつ一貫したものになっている。まずは、それを概観することから始めてみよう。

『性愛論』は 1995 年に単行本初版が岩波書店から刊行された。その後、2017 年に文庫本として河出書房新社より再刊されている。その成り立ちはそのそれぞれの「あとがき」に詳しいが（橋爪 2017: 227-36）、未発表論文である「性別論（予描）」（1977 年執筆）と「性愛論（第一稿）」（1982 年執筆）が中核になっているとのことである。著作の構成としては、「性愛」の一般理論を論述した 1 章から 3 章まで（「猥褻論」・「性別論」・「性関係論」）と、それをキリスト教の倫理思想史から裏付けし、かつ日本文化との比較を加えた歴史理論的研究である 4 章と 5 章（「性愛倫理」・「性愛倫理の模像」）とに大別される。

ここでは、前半の一般理論の概略をごく簡単に見てみたい。橋爪の理論

的着想の根本には、社会現象の成り立ちに關与する基本的な社会的作用力が存在するという認識がある。その作用力として挙げられるのは、性愛・言語・権力の3つである。つまり、『性愛論』はたんに「性愛」現象の一般理論であるのみならず、橋爪社会学が提示する社会現象に関する一般理論（その性愛編）でもあるのだ。

そのなかで中心的な位置を占めているのが、「性愛の分離公理」と称する社会的な基本原則である。これは社会現象の表層の次元に関して言えば、「性愛行為」の生起する状況である「性愛領域」が、非性愛的な「公然領域」から厳密に区別されることを指している。具体的には、道路や広場、仕事場など不特定の人々が行き交う公然の場面から性的な事柄が規範的に排除されること、また家族内部において性的結合である夫婦関係がそれ以外の成員を含む関係から観念的に隔離されることに見られる（橋爪 2017: 52）。そして、この原則からの逸脱が、「猥褻」現象やインセスト・タブー（＝近親相姦の禁忌）の侵犯として現れるという。

ただし、ここで重要なことはその深層構造である。「性愛の分離」が社会空間の基本公理であるということは何を意味するのか。橋爪は、「身体と身体のあいだで直接に働く牽引力」である「性愛」による作用力の「到達距離は短い」のにたいして、言語や権力による作用力の「到達距離は長い」と言い表している（橋爪 2017: 51）。「性愛領域」を満たすのは、もちろん性的な作用力である。いっぽう、非性愛的な「公然」領域を貫くのは、言語や権力の作用力である。そのなかで、「性愛を成り立たせる性的な作用力は、身体の相互性の至近距離では、権力よりも、そしてときに言語よりも、強力にはたらく」（橋爪 2017: 92）という特異な性質を発揮する。

その性質が問題となるのは、前近代社会における血縁集団にせよ、近代社会における社会的組織にせよ、それが社会システムとして機能するためには、「より遠隔に対してはたらく普遍的な作用力、すなわち言語や権力のはたらきを、当該空間の端から端にまで容易に到達できるようなものと

する」のに足りる、「全域的な一種の透明性」が確保される必要があるからである（橋爪 2017: 117）。局所的な範域で強力な作用力を生み出す「性愛行為」は、社会空間全体の「透明性」に部分的な混濁を与えてしまう。それを避けるためには、「性愛行為」をあらかじめ定められた領域に閉じ込めておかなければいけない。そのために成り立つ原則が「性愛の分離公理」だというのが橋爪の立論である。

この議論が優れているのは、それが独自の原理的な論理の積み立てから構成されているのと同時に、既存の理論をうまく包摂している点にある。たとえば、インセスト・タブーに関する、説明の次元を異にする代表的な2つの理論（個人心理の次元を説明するジークムント・フロイトの精神分析理論と、親族組織の次元を説明するクロード・レヴィ＝ストロースの構造主義人類学）は、「性愛の分離公理」によって包含されている（橋爪 2017: 82-4）。社会現象の多元的な層を、全体的な整合性を重視した論理体系によって描き出していることが橋爪理論の大きな魅力だと言えよう。

3. 性的行為の諸相

3.1 『性愛論』の語彙

ただし、『性愛論』の記述にはいくつかの課題が存在する。『性愛論』の魅力が体系的な論理性にある反面で、その説明体系に収まらないように思われる性的事象についての考察は十分とはいえない。もっとも、先述のとおり『性愛論』は橋爪の理論社会学を構成する一部分なのだから、すべての性的な事象を網羅的に説明していないことを理由にして著作の価値が否定されるものではない。とはいえ、「レイプ」や「オナニー」など彼がさほど理論的関心を示さなかった事象にも可能な限りの説明を与えることは、『性愛論』においても中心的な位置にある「性行為」の理解に少なからず役立つことになるだろう。

また、『性愛論』においてはさまざまな「性愛」現象を指し示す語彙が、

かならずしも明確に用いられていない。（「性愛」という語彙そのものが孕む問題については本稿の後半で扱うことにする。）種々の現象のうちで、語彙の指示対象として人間の性的な「行為」を含んでいると思われるものを、『性愛論』のなかから確認できる限りで挙げてみよう。

≪ セックス・性行動・性行為・性愛・性愛行為・性愛関係・性愛表現・
生殖行為・性的交渉・性交渉・性・性交・交接 ≫

このように字として「性」を含む語彙がほとんどであるとはいえ、非常に多様な表現が為されており、かつそれらが何らかの基準で使い分けられているわけでもない。それでも、これらの語彙がすべて性的な「行為」のみを指示しているのなら問題は少ないのだが、たとえば実際の記述においては「性愛行為」と同義にも用いられていると思われる「性愛関係」が、「性愛行為によって形成される社会関係」（橋爪 2017: 50）としても言及されるなど、語彙の指示対象に関して少なからぬ混乱を呈している。問題なのはそれによって、性的な「行為」とそれを含む「関係」との区別や、行為の主観的な意味の次元と客観的な外形の次元との区別、個人的な行為と複数の者を巻き込んだ行為との区別などが、議論のなかで分かりづらくなってしまっていることである。

適切な議論のためには、明瞭な語彙が必要である。本章ではまず筆者が別稿で提起した、身体を介した性的なやりとりの時空間的な位相による区別を紹介する。続けて、いわゆる「性行為」とそれ以外の性的行為との比較として、「レイプ」と「オナニー」について各論的に検討してみよう。

3.2 「性行為」の分節単位と性的な「関係」

この主題については、すでに別稿において詳しく論じているから、ここではその要点だけを振り返りたい。その論稿でさしあたり定義したよう

に、「『性行為 (sex)』は性交を（多くの場合）含みながら行われる、性的な意味を帯びたひと続きの相互行為であり、『性的相互行為 (sexual interaction)』とも言い換えられる」（加藤 2024: 139）。

その性行為の過程を分節化すると、「性交 (sexual intercourse)」（＝異性愛においては、女性の膣に男性のペニスを挿入する行動）に至るまでには、多くの身体的接触の局面が存在することが分かる。キスや、フェラチオ・ケンニリングスを含む種々の愛撫、一般に「プレイ」と呼ばれるさまざまな嗜好的やりとりなどがそれである。性交自体も含めて、これらの単位的な身体的接触を指示する語彙として「性的所為 (sexual act)」を充てることとする。

「性的所為」を一連の相互行為過程としての「性行為」から区別することのできる根拠は、かりにある「性的所為」が単独に行われるなら、その意味合いが「性行為」とは異なる可能性が高いことにある。橋爪が「性的距離の階梯」にたいする「文法違反」以上のものとして指摘するように¹（橋爪 2017: 99–100）、性行為ではひと続きであるはずの身体的接触の発展過程を無視して、ある特定の接触のみが突出して試みられる場合の多くは、レイプや「強制わいせつ」、痴漢などの性犯罪、もしくは性産業によって提供されるサービスに該当するであろう。

もうひとつ、性行為の概念から区別される必要があるのが、同じ2人が継続的に性行為を行う関係にあることを指す「性的関係 (sexual relation)」の概念である。性行為は特定の時間・空間の内部に収まる、1回限りのものでありうるが、性的関係は時間・空間の限定を離れて存続する（加藤 2024: 140）。儀礼理論的な理解によれば、性的関係がどの程度維持されるのかは、性行為を通して生成されるカップルとしての集团的連帯の感覚の強さや、性行為が反復される頻度によって規定される。

3.3 「性行動」と「性行為」——「意味」の視点

ここで「性行動 (sexual behavior)」という概念についても考えてみたい。一般的にこの語彙が用いられるのは、おもに人間以外の動物の生殖に直結する行動、つまり交尾やその前段階の形式化された求愛行動にたいしてであることが多い。すぐ後に論じるように、人間の「性行為」(およびより広義には「性的行為」)が他の動物の「性行動」と異なるのは、人間のそれが必ずしも「生殖」と関わらないことにもまして、そこに主観的な「意味」が付与されることにある²。したがって、人間にたいして「性行動」の語彙を用いるのがふさわしいのは、他の動物との比較の場合や、行為の意味の部分を捨象してその外形のみを(たとえば社会統計的に)分析する場合に限られるだろう。

ところで、ここまでは性的な「意味」を帯びた行為について、それを「性行為」に代表させて述べてきた。しかし、単独に行われる「性的所為」について触れたところで示唆したように、「性的行為 (sexual action)」(＝多元的な意味のなかに「性的な」意味も含み込むような行為)の範疇に入るのは、2人の行為者によって相互的に為される「性行為」だけではない。「レイプ」のような相互性の欠けた行為や、「オナニー」のような個人的に為される行為も、性的な意味を帯びていることには変わりがない。以下ではこの2つの行為類型について、性行為との比較を中心として論じてみたい³。

3.4 「レイプ」と性行為

筆者は前稿において、儀礼現象としての性行為の特質を指摘するとともに、そこから生じうる「性的不平等 (sexual inequality)」の尺度として、「性的充足感や性的主体としての自己肯定感などを含みながら持続する、性的な幸福感」(加藤 2024: 142)を示す「感情エネルギー」の概念を提示した。その際にあらかじめ、言及の対象となる事象を「2人の行為者が性的な意

図をもって行う相互的なやりとり」(加藤 2024: 139)と断ったように、念頭に置いたのはあくまで「レイプ的ではない／通常の」性的行為における不平等の問題であった。それでも、行為者間の「感情エネルギー」の非対称性による分析が、いわゆる「レイプ」にたいしてどこまで有効なのかを確認することは、ここでの議論への導入部として役立つだろう。

まず、最もシンプルな回答は、レイプを性的行為のうちで感情エネルギーの非対称性が極端に大きなものとして理解することである。この理解では、レイプと性行為は量的に区別できるとともに、一定の連続性を持つものとして捉えられる。たしかに、レイプが引き起こす結果のひとつが、「被害者」の心理的なダメージにあることは間違いないだろう。その点で、関与する行為者の間に感情エネルギーの極端な非対称性が存在することは、(非対称性の程度の判断基準の問題をとりあえず留保するならば)その性的行為がレイプであることの必要条件であると言える。しかしながら、それが十分条件であると言うことは困難であろう。

たとえば、ある男女の合意に基づく性行為において、男性が相手の性的な好みや性的興奮のテンポを顧慮せずに自らの欲求を優先的に満たそうとして、結果的に女性が不満を覚える場合【＝ケース 1】を考えてみる。ここから生じる感情エネルギーの非対称性は、それ自体としては軽視すべき問題ではないが、この出来事を「レイプ」と見なすことは一般的とは言えない。この例を言い表すのに相応しいのは「不平等な性行為」である。

それにたいして、典型的にレイプとして認識されるのは、たとえば、男性が身体的・心理的な強制を用いて女性にたいして性交を試みる場合【＝ケース 2】や、大人がその行為が持つ「性的な」意味を十分に理解できない子どもなどにたいして性的接触を試みる場合【＝ケース 3】などであろう。あるいは、初めて出会った男女が性的行為を開始すること自体には同意したものの、実はその男性の関心は自身の過激な加虐的嗜好を一方的に実行することだけにあり、その成り行きを予期していなかった女性は為す

術もなくその行為に晒された場合【＝ケース 4】も、レイプとして見なすのが自然だと思われる。

【ケース 2・3・4】は、「加害者」が自らの欲望を満たすいっぽうで、その「被害者」は心理的に負の影響を受けるという、行為者間の「感情エネルギーの非対称性」を示している。その点では、男性が性的に満足するいっぽうで、女性が不満や不快感を抱くという「非対称性」を持つ【ケース 1】も同様である。ここまでの議論で我々が【ケース 2・3・4】を「レイプ」と見なし、【ケース 1】を「(不平等な) 性行為」と見なしたのは、前者における「非対称性」の程度が後者の「非対称性」の程度よりも大きいという理由からではない。したがって「レイプ」と「性行為」とを分割する基準線は、「感情エネルギーの非対称性」の程度などの量的な差異というよりも、何らかの質的な差異にあると考えるべきだろう。

その質的な判断基準の候補のひとつとして、橋爪によっても述べられた「性的距離の階梯」(橋爪 2017: 99–100) の順守の有無が挙げられる。ただし、すぐに分かるようにこれも十分な説明ではない。たしかに、「前戯」の諸過程を省略して為される「性交」にたいしてレイプを想起することは自然ではあるが、それらの事象がすべてレイプに該当するわけではない。(たとえば、背徳感による性的興奮を得る目的で、昼間の公園などで人目を盗んで性交を試みるカップルが少なからず存在する。)

判断基準のもうひとつの候補には、今日盛んに唱道されている「性的同意」の有無による判別が挙げられよう。しかしながら、すでに別稿にて明らかにしたように(加藤 2024: 146)、性行為が持つ儀礼的メカニズムの特性を考慮していない点で、この議論には理論的な限界がある。かりに、すべての性的接触の局面(＝「性的所為」)ごとに言語的表現による事前の同意を要求する「積極的同意原則」に基づく性行為のみを正当なものとし、それを満たさないものを「レイプ」と定義するならば、現実に行われているほとんどの「性行為」はレイプであることになりかねない。

このように「性行為」と「レイプ」の区別は、量的な基準と同様に、「性的距離の階梯」や「性的同意」などの客観的な質的基準によっても困難である。残された可能性は、主観的な意味に基づく区別になる。

もういちど確認すると、別稿において筆者は「性行為」について、「2人の行為者が性的な意図をもって行う」、「性的な意味を帯びたひと続きの相互行為」（加藤 2024: 139）という定義を与えた。これをより厳密に述べ直してみたい。前半部分の定義は、ある行為を開始する時点で、それに関与する者の「全員が」、それ以後の行為に性的な意味を持たせるようにふるまうことを「意図」していることを示す。いっぽう、後半部分の定義では、一連の行為が完結した後の任意の時点において⁴、それに関与した者の全員が、その行為の「意味」を「第一義的に」性的なものとして理解することを要件としている。

事例に戻って確かめてみよう。【ケース 1】では、性行為を開始する時点で男女がともに性的な意図を保持しており、行為の完了後にもその行為自体は性的な意味を持つものであったという理解は両者に共有されている。その行為から得られる満足の度合いの非対称性は、別に扱われるべき問題である。それにたいして【ケース 2】では、そもそも始めから女性には性的な意図が存在しない。これは単に、後に続く行為を女性が「欲していなかった」ということとは異なる。それを例示するのが【ケース 3】であり、大人が（強制的な手段によらずとも）何らかの甘言によって子どもに性的な行為をするように唆すことが問題である論拠は、子どもがその行為を「欲しない」という点ではなく、子どもがその行為が「性的」であることの意味を十分に（あるいはまったく）理解できない、すなわち行為への「意図が存在しない」点にあるのだ。

やや複雑なのは、【ケース 4】である。この場合には、行為の開始にあたっては男女ともに性的な意図を保持しており、その点では「通常の」性行為である【ケース 1】と同じである。異なるのは、行為が完了した後で

女性がその行為から理解する意味である。【ケース 1】では行為の結果に不満があるにしても、行為自体の意味が「性的な」ものとして維持されているいっぽうで、【ケース 4】から女性がその行為に見出す意味は「性的な暴力」、あるいは単なる「暴力」となるであろう。行為の意味は重層的でありうるから、「レイプ」のような行為にたいしても、そこに「性的なもの」と「暴力（による被害）」という複数の意味が併存することはありうる。そのような場合には、その行為から主観的に理解する「第一義的な」意味が何であるのかが、重要な判別点となるだろう⁵。

したがって、レイプの問題を考慮したうえで、あらためて「性行為」を定義するならば、以下のように表すことができるだろう。

【定義 1】 性行為：関与するすべての行為者が性的な「意図」をもって執り行い、かつその行為の「意味」が彼ら全員にとって第一義的に性的であるような、一連の相互行為。

いっぽう、それに対応する形で「レイプ」にも暫定的な定義を与えられる。

【定義 2】 レイプ：関与する行為者のうち少なくとも 1 人には性的な「意図」が存在するいっぽうで別の少なくとも 1 人には性的な「意図」が存在しない、または実行された行為全体の「意味」を第一義的に性的なものとして理解する行為者とそのように理解しない行為者がそれぞれ存在する、そのような身体的接触⁶。

3.5 「オナニー」と性行為

さらに、もうひとつ重要な性的行為として、ここでは「オナニー」を取り上げる。従来の「セクシュアリティの社会学」では、「オナニー」論と

「ポルノグラフィ」論は近接しながらも別立てに論じられることが多かった。しかしながら、現代社会において、少なくとも（異性愛の）男性にとっては、実際の行為としてのオナニーは、ポルノグラフィ（とくにアダルトビデオ）の視聴と一体となることが多い⁷。また性的空想のみによるオナニーにおいても、アダルトビデオが提供するのと近似した性的イメージが伴うと言える。したがって、アダルトビデオの視聴による性的興奮を分析することで、オナニーの特質、さらにはそれと比較することによって性行為に固有のメカニズムを明らかにするのが、ここでの狙いである⁸。

橋爪は、「自己性愛（オナニズム）」の説明として、まず「自己性愛の場合には、自己が自己と他者との観念的に分裂している」と述べて、すぐに自ら「この言い方は、不正確でしっくりこない感じがする」として却下する。さらに、もうひとつの候補として、オナニーとは他者の身体が欠けた「不完全な性愛」であって、「不在の他者を補うために、想像力やイメージが動員される」と述べている（橋爪 2017: 18）。それにたいして本稿では、性行為の「不完全な」形態としてオナニーを見るのではなく、それに固有の性質をできるだけ取り出してみたい。

まず考えるべきは、アダルトビデオとその他一般の映像作品（ドラマや映画などのフィクション）との違いである。はっきり言えば、アダルトビデオは物語としての「ストーリー性」にきわめて乏しい。一般の映像作品が、その作品の全体を通して視聴者に訴えようとする「メッセージ」を多かれ少なかれ持っているのにたいして、アダルトビデオにはそのような企図はほとんど存在しない。むしろ強調されるのは、個々の場面における性的情景それ自体であり、視聴する男性は「女優」の容姿や性的部位のアップ映像、種々の「プレイ」の内容やそこでの「女優」の姿態などにたいして性的に興奮するのである。

そのような性的興奮の様相は、通常の性行為におけるそれとは著しい対照をなしている。たしかに性行為においても、相手が具える身体的魅力や

「プレイ」（＝性的所為）の性質がそれぞれ、性的興奮の契機になることには違いがない（加藤 2024: 143–5）。ただし、性行為はあくまでも全体の儀礼的過程を経て「集合沸騰」としてのオーガズムに至ることを理想とするのであって、個々の性的興奮の契機はその達成に向けて適切に配列されるべき部分に過ぎないのである。たとえば、「フェラチオ」は性行為の一連の過程のなかでも、性器同士の接触である「性交」に次いで濃密な身体的接触であると言える。それでも、男性がそれによって喚起された興奮のあまり、フェラチオの最中に射精することがあれば、それは相手の女性のみならず男性本人にとっても、最終的なオーガズムに向かおうとする性行為の儀礼的過程を妨害する「アクシデント」と受け止められるだろう。おそらく、その場合には男性による「弁明」などの儀礼的修正プロセスが実施されることになる（加藤 2024: 145–6）。

いっぽう、オナニーには性的興奮にたいするそのような規制は存在しない。かりに女性が脱衣する情景にたいしてエロティックな想いを抱いている男性がいるとして、彼がアダルトビデオで「女優」が衣服を脱ぐ（脱がされる）場面を見て興奮し、オナニーの末に射精したとしても、それが特別に異常なこととは思われない。しかし、彼が現実の性行為において相手の女性の脱衣に興奮し射精するならば、それは著しく不適切な行為であり、逸脱した病理行動として認識される可能性さえあるだろう。実際には、多くの場合、そのような欲望は本人も意識しないままに「抑圧」される。それが性行為の儀礼的秩序が持つ力なのである⁹。

ところで、赤川学がポルノグラフィを指して「性行為のマニュアル」と述べたのは、まさに言い得て妙の表現であろう（赤川 1996: 100–1）。ただし、筆者としてはアダルトビデオを言い表すのにより相応しいのは「カタログ」だと考えている。前稿での議論では、いわゆる「放尿プレイ」の内在的メカニズムとして社会的タブーの侵犯による背徳的興奮などを指摘したが（加藤 2024: 144–5）、実際の性行為においてそれを実行する障壁は高

いように思われる。いっぽうで、アダルトビデオにおいてはこの種のプレイが演じられるのは珍しいことではない。アダルトビデオの演出は（男性の）密かな性的願望を具体的な「プレイ」として提案するが、その願望の充足はさしあたりオナニーによって果たされる。アダルトビデオ全体の演出をそのまま「マニュアル」として実行する人はほとんど皆無であるのはもちろんのこと、実際に商品を購入する（＝現実の性行為で特定の「プレイ」を試みる）人も限られており、多くの男性の楽しみはカタログ鑑賞（＝アダルトビデオを見ながらのオナニー）に止まるのである。

このように、「オナニー（＝アダルトビデオの視聴）」と「性行為」の実践には、緊張を孕んだ相互作用が存在する。アダルトビデオの視聴は（男性にたいして）ある「プレイ」を現実の性行為で行うように促すが、性行為の儀礼的秩序はそれを退けようとするのである。この相互作用を実証的に探求することは興味深い課題だが、本稿の論点にとってとりあえず重要なのは、性行為の儀礼的秩序が個人的な欲望達成を断念させながら形成されることである。その点で、いわば性行為は「もうひとつの社会秩序」だと言って良いだろう。

4. 「性愛の分離公理」の検討

4.1 「性愛」の概念

橋爪『性愛論』における多義的な語彙のうち、本稿の議論の最後に残されたのは「性愛」という語彙そのものである。この概念は、エロティックな行為と感情をおおまかに指し示すものとして一般にも広く用いられており、『性愛論』における用法も基本的にはそれに従っている。いっぽう、この概念をさらに「性」と「愛」に分割することも可能であり、そのどちらに比重を置くかによって語意に違いが生まれる。『性愛論』においても文脈に応じて、「愛」を伴った「性」（＝「性的」な行為や欲望）と、「性」を伴った「愛」という２種類のニュアンスが表現されている。

先回りして言えば、多義的に用いられる／読み取られる可能性のある以上、社会学の概念としては「性愛」という語彙を思い切って放棄したほうが良い、というのが筆者の見解である。ただし、それはこの語彙が「性」と「愛」の結びつきを自明視したイデオロギー的なものだとする、フェミニストからの批判とも異なる理由による。たとえば上野千鶴子は、「性」は「愛情から支配」までさまざまな位置をとりうるものであり、「性愛であることも、性暴力であることもある」（上野 2011: 25）と述べているが、そこでは「愛」が善き性質を持った実体的なものとして理解されている。退けられるべきは、むしろそのような「愛」の実体視である。

はたして、「愛」は確固たる実体として存在し、それは無条件に善きものと言えるのだろうか。本稿はそのどちらにも否定的にならざるをえない。ひとまず「性的」な事柄に限定しないで、「愛」に一般的な定義を与えてみよう。

【定義 3】愛：特定の対象を自己にとって特別の存在として把握する認知作用と、その対象と自己とのあいだの強力な結合を欲望する感情作用の複合によって成立する、個人的な心理現象。

愛は基本的には「個人的な」心理現象であり、そのさまざまな様相に応じて種々の現象となるにすぎない。たとえば、「愛」を構成する認知作用と感情作用の強さは多様でありうる。それが向かう対象についても、性的な対象（＝濃密な身体的接触を欲望する対象）や友人、親子、人間一般、「神」のような絶対者、学問などの抽象物等々、きわめて多くの「愛」の種類がある。性的な「愛」においても、それが集合的なものになるのは、ある契機（筆者の立論では儀礼的経験）を経て「愛」が双方向的になる場合に特殊な現象であり、あくまでもその基礎形態は個人的で一方的なものである。さらに、「愛」の存在そのものは、道徳的には善と悪のどちらで

もありうる。あえて冒瀆的な例えをすれば、プラトニックで一途な片想いのみならず、ストーカーの偏執的想念、さらには一部のレイプ犯の欲望さえも、同じように「愛」として述べることができるかもしれない。そのような邪まなものは「本当の愛」ではないという言い方をしても、「本当」と「本当ではない」愛の両者がともに「愛」として存在することを図らずも認めることになってしまう。

筆者はなにもここで「愛」にたいする虚無的な見方を披露したいわけではない。主張したいことは、社会科学の概念として不用意に「愛」を用いることには問題が多すぎるということだ。言うなれば「愛」は、実体概念というよりも程度概念である。それゆえ、社会科学の議論において、一般に「愛」と呼ばれる現象について言及する場合には、それがどのような性質や強度を持つ心理的・社会的作用なのかを（場合によってはその道徳的含意についても）丁寧に述べる必要がある。

「性愛」という語彙の問題に戻ろう。この語彙が放棄されるべきなのは、その多義性やイデオロギー性よりも、そこに「愛」という曖昧な概念を不用意に紛れ込ませているからである。社会学的な重要性は、ある事象に「愛」という名称を当てはめることよりも、その「愛」と呼ばれるものの内実、つまり性的な「行為」とそこから生じる（またはそれを動機づける）心理的・社会的作用との関係を説き明かすことのほうにあるのだ。

4.2 「性愛の分離公理」と性行為の儀礼的秩序

さて、ここまでの議論をふまえたうえで、橋爪『性愛論』の中核である「性愛の分離公理」をもう一度検討してみよう。この命題は「公理」として述べられてはいるが、さらに3つほどの前提を持っているように思われる。

【前提1】人間は、由来を自覚することのない原初的な性的エネルギーを保

持している（橋爪 2017:21-2）。

【前提 2】社会現象一般は、それぞれ異なる水準に位置する、言語・権力・「性愛」の各作用力の重合によって構成される（橋爪 2017: 116-7）。

【前提 3】「性愛」は、限定された社会空間においては、最も強力な作用力を持つ（橋爪 2017: 92）。

この 3 つの前提をそのまま受け入れるならば、すでに見たように「性愛の分離公理」を導く立論に特に異論はない。むしろ問うてみたいのは、「性愛の作用力」とはいったい何を指しているのかという点である。

前節での議論に則って、「性愛」をとりあえず性的な行為と「愛」と呼ばれる心理現象とに分けて考えてみる。性行為の儀礼理論的理解によれば、ある性行為が儀礼としての構成要素をどれだけ十分に満たしているか、そして儀礼的な過程をいかに首尾よく進行させることができるかに応じて、結果的に生成される性的カップルとしての連帯感の強度は決定される（加藤 2024: 140-1）。この集団的連帯感こそが「愛」と呼ばれるものである。生成された連帯感が一定の強度を超えるものならば、その性行為が終了した後も相互的な結びつきは「性的関係」として持続し、再度の性行為への誘因となる。したがって、橋爪の言う「性愛」作用力とは、性行為によって生ずる性的カップルの連帯を指していると言えよう。

「性愛」作用力をこのように捉え直すとき、「性愛の分離公理」の論理にはある矛盾が生じてくる。橋爪の立論では、「性愛」作用力が局所的に強大な力を発揮することによって社会空間の全域的な透明性が損なわれうるという理由から、性行為が限定された「性愛」領域に隔離されることの必要性が主張されていた。しかし、儀礼理論に基づく筆者の見解では、「性愛」作用力が強力になるのは、性行為の諸要素・諸過程が儀礼的に精緻に編成されることの結果である。性行為の儀礼的編成は「性愛の分離公理」の【前提 1】からは導き出すことができない、というのも、「オナニー」に

ついて検討した際に述べたように、性行為においては個人的な性的欲望は儀礼的秩序のもとで抑圧されうるから、性的欲望の直接的な発露として「性行為」を説明することはできないのだ。むしろ、行為者が持つ原初的な性的エネルギーを放出するためだけならば、「性交」と最低限の前戯のみで済ませることが簡便であるし、理論的にはレイプやオナニーさえも可能な手段でありうる。それなのに、現実には多くのカップルが込み入った段取りを経て儀礼的に性行為を実行し、「性愛」作用力を「わざわざ」強力なものにしているのだ。そのふるまいは社会空間の透明性にとっては逆機能的であるにもかかわらず、である。

性行為の儀礼的編成と「性愛の分離公理」との論理的矛盾にたいする、橋爪による説明とも取れる記述は『性愛論』の歴史理論において「性愛技法の過剰」として論じられている。それによればキリスト教、とくにピューリタンの「性愛倫理」の伝統においては、「愛情」と「性愛表現」（＝性行為）の直結は許されず、その間を「婚姻」が媒介する必要がある（橋爪 2017: 169）。つまり、性行為は婚姻によってのみ正当化され、婚姻は「愛」によってのみ正当化されるという道德原理が形成されるのだが、そこでは婚姻を正当化する「愛」の存在は「性愛表現」によって確認されるしかないにもかかわらず、婚姻前の性的接触が禁止されるという道德的ジレンマが生じてしまう。このジレンマにたいして編み出された苦渋の解決策が、「性交」の禁止を維持しつつ「ペッティング」などその他の「性愛表現」を容認することであり、「愛」の存在を確かめ合うためにその表現は加速度的に大胆なものとなっていった（橋爪 2017: 173-5）。これこそが「性愛技法の過剰」であるというのが橋爪の説明である。

この議論はキリスト教圏についての歴史理論としてはそれなりの説得力があり、興味深いものでもある。しかし、橋爪自身が「性愛の形而上学を欠いており、愛の教義にもまた無縁」（橋爪 2017: 189）なものとして日本社会を描写するように、性行為の精緻な儀礼的編成を説明する普遍性には

欠けていると言わざるをえない。

5. むすびにかえて——性的行為のミクロ社会学に向けて

なぜ人々は労を惜しまず、儀礼的な仕方で行うのか。それは個人的な性的欲望から説明できないのと同時に、全体社会の基礎原理である「性愛の分離公理」の理論体系からも説明することができなかった。このことから得られる知見は何であろう。

少し議論を社会学理論全体に広げてみたい。誤解を恐れずに言えば、「性愛の分離公理」（およびそれを中核とする『性愛論』）はマクロ社会学的な理論体系である。現代社会学の一般理論を見ても、たとえばタルコット・パーソンズの構造機能主義、ニクラス・ルーマンのシステム理論、アンソニー・ギデンズの構造化理論など、代表的な論者はいずれもマクロ社会学的な傾向を有している。彼らはミクロな社会現象を無視していたわけではないし、ミクロ社会学の業績にも関心を払ってそれを取り入れてもいる。それでも彼らの理論は、ミクロな社会現象の存在は全体社会の説明体系と矛盾しないと考えている点で、マクロ社会学的である。橋爪の理論社会学も、『性愛論』に見られるように、同様の位置にあると言えるだろう。

繰り返しになるが、ミクロな社会現象としての性行為、とくにその儀礼的性質は、マクロ社会学的な「性愛の分離公理」からは説明できない。そうだとすると、特定の時空間において性的な身体が出会ったとき、そこに儀礼的メカニズムが発動することは、それ自体がまさに「公理」と言っても良いかもしれない。

本稿では、筆者が前稿において主題とした「性行為」以外の「性的行為」として、「レイプ」と「オナニー」についても基礎的な考察を行った。性的行為にはさらに多くの形態がありうる。そのなかで、性的な出会いにおいて「性行為」が選好されるということは、自明なことではない。その「不思議さ」はもっと注目されて良いと思う。もちろん、性行為における「性

的不平等」の問題は軽視されるべきではないし、性的行為の暗黒面としての「レイプ」がけっして珍しい現象ではないという現実も心に留めておくべきだ。それでも、男性を含めて大部分の人々が、性的な他者と出会ったときに好んで為そうとするのは「レイプ」ではなく「性行為」だという事実は、きわめて重要なことである¹⁰。性的な身体の出会いにおいて、性行為の儀礼的過程を開始させるのは、全体社会のシステムでも行為者個人の欲望でもない。そこに発見されるべきは、ミクロ社会的な原理である。

社会学における「秩序問題」という最も基礎的な主題を念頭にするならば、マクロな社会秩序の説明として「性愛の分離公理」は妥当であろう。いっぽう、性行為が生起するミクロな社会空間を支配する儀礼的メカニズムは、いわば「もうひとつの社会秩序」¹¹として存在している。性行為の儀礼理論を最初に提示したランドル・コリンズが好む表現を借りれば、それは「徹底的（radical）に」ミクロ社会的な説明が為されなければならない事柄である（Collins 2004）。物理学における「古典力学」と「量子力学」の併存のように、社会学においてもミクロな社会的世界の理論は、マクロな社会的世界の理論とはまったく異なる説明様式を持ちうる。性的行為の社会的説明は、ミクロ社会学の理論的探求とともに究明されるべき課題だと言えるだろう。

註

¹ 筆者は別稿にて、性行為における種々の「性的所為」が、最終的な相互的オーガズムの達成に向かって、性的興奮を徐々に高めるように配列されていることを「儀礼的過程」として論じた（加藤 2024: 140-1）。その主旨は、日常生活の秩序とは異なる固有の儀礼的秩序を性行為が生成することにある。いっぽう、橋爪による「性的距離の階梯」の議論は、性行為の開始に先立つカップルの出会いの時点から始まる接近の諸過程を、カップル間の性的な親しさの度合いを表現するものとして描いている。その理論的背景は「公然領域」と「性愛領域」との「分離公理」にあるが、性行為と他の社会空間との境界形成に着目する点において、筆者の議論と交差すると言えよう。

² 社会学一般の文脈における「行為」と「行動」の概念的区別は、周知のように

- マックス・ウェーバーの社会的行為論に発している (Weber 1922=1972: 9-10).
- ³ 性産業において金銭を介して行われる性的行為や、アダルトビデオの出演者が行なう性的行為も検討の対象になりうるが、本稿では論じる余裕がない。
- ⁴ 行為の終了時点ではなく、それ以後の任意の時点を判断の根拠とするのは、経験した事象の主観的な意味が更新される可能性を視野に入れるためである。
- ⁵ 前の注でも述べたように、意味の理解は上書きされる可能性につねに開かれている。たとえば本稿では、【ケース 1】を説明の便宜上「通常の」性行為として扱ったが、その女性が後になって当該の性行為を振り返った時に、そこに性的な意味を「見出せない」こともありうるのである。年月が経過した後になってその行為を女性が「レイプ」として意味づけることは、法律上の問題とは異なる次元であっても、正当なことである。
- ⁶ この定義を「暫定的」と言うのは、それが「通常の」性行為と比べた限りのものだからである。他の性的行為を考えると、たとえば性産業に従事する女性は自らが提供する「サービス」にたいして性的な意図や意味を持たない可能性が十分にがあるが、だからといって客の男性がその女性にたいして「レイプ」を犯したと言うのは、難しいと思われる。さらに、レイプに関して、それを犯す者の抱く意図や意味が「性的」であるということが、通常の性行為を為す者にとっての「性的」と同じ指示対象を持つのか否かは、慎重に検討する必要がある。この主題については、別稿として「(仮題) レイプの行為理論」を準備中である。
- ⁷ 本稿では「オナニー」の行為者 (= アダルトビデオの視聴者) として異性愛の男性を想定した議論を行っている。女性によるアダルトビデオの視聴に関する考察は、服部恵典 (2022) の先駆的業績を参照されたい。
- ⁸ 男性のアダルトビデオの視聴をオナニーという「行為」と一体のものとして論じた稀有な研究として、沼崎一郎 (2003) による論稿が挙げられる。そこでは本稿と同様に、分析の鍵概念として「儀礼」が用いられているが、あくまで「性行為」を集团的儀礼として捉える筆者と、個人的な「オナニー」を「男性性の証明」のための儀礼と見る沼崎とは、見解を異にしている。
- ⁹ 「性的スクリプト理論」を提起したジョン・ギャニオンとウィリアム・サイモンが興味深い思考実験を示している (Gagnon and Simon 2017: 14)。それは、出張中のビジネスマンがホテルの自室内で見知らぬ「半裸の美女」と突然遭遇した時の反応を問うものである。ギャニオンとサイモンは、そこで性的行為が発生することではなく、大部分の男性はフロントに駆け戻って事情説明などの対処をするだろうと述べている。彼らはその理由を、この状況に適切な「性的スクリプト」が存在しないことに見出しているが、むしろアダルトビデオの「スクリプト」にはこの種の状況を性的行為の端緒とするものが多くある。にもかかわらず現実にはそれが性的行為に結びつく可能性が低いということは、「性行

為」の成立には「スクリプト」にもましてその状況を規定する儀礼的要素がより強く関与しているという根拠になるだろう（加藤 2024: 141, 147）。

¹⁰ 少々奇異な想定をすれば、性的な身体が出会ったときに、互いの姿態を眺めながらそれぞれが「オナニー」をするということも可能である。むしろ、性器の快感に関しては、性行為からよりもオナニーによるほうが多く得られるという知見さえある。それにもかかわらず、ここでも大部分の人々が選択するのは個人的なオナニーではなく、相互的な性行為なのである。これもまた、けっして自明なことではない。

¹¹ この表現は、いわゆるパーソンズ流の「秩序問題」の解法とは異なる理路を発見した浜日出夫（1996）による「もうひとつの秩序問題」から、示唆を得ている。

参考文献

- 赤川学, 1996, 『性への自由／性からの自由——ポルノグラフィの歴史社会学』 青弓社.
- Collins, Randall, 2004, *Interaction Ritual Chains*, Princeton: Princeton University Press.
- Gagnon, John H. and William Simon, 2017, *Sexual Conduct: The Social Sources of Human Sexuality*, 2nd ed., London: Routledge.
- 浜日出夫, 1996, 「もうひとつの秩序問題——ジンメルからガーフィンケルへ」『社会学史研究』 18: 27–37.
- 橋爪大三郎, 2017, 『性愛論』 河出書房新社.
- 服部恵典, 2022, 「ポルノグラフィを『再意味づけ』する実践の可能性と限界——アダルトビデオを『女性向け』に編集する動画サイトとその視聴者」『社会学評論』 73(2): 119–35.
- 加藤慶一郎, 2024, 「性行為の社会的分析——儀礼理論からのアプローチ」『社会学評論』 75(2): 133–49.
- 沼崎一郎, 2003, 「ポルノグラフィの象徴人類学——男の、男による、男のための儀礼的分析」『女性学』 日本女性学会, 10: 30–46.

上野千鶴子, 2011, 「『家族』という神話——解体のあとで」『哲学』日本哲学学会, 62: 11-34.

Weber, Max, 1922, “Soziologische Grundbegriffe,” *Wirtschaft und Gesellschaft*, Tübingen: J. C. B. Mohr. (清水幾太郎訳, 1972, 『社会学の根本概念』岩波書店.)